



若者を狙った契約トラブルにご注意を！

令和4年(2022年)4月1日から成年年齢の制度が変わり、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。次の皆さんには、新制度が適用されます。



- 生年月日が、平成14年(2002年)4月2日～平成15年(2003年)4月1日の方
→ 令和4年4月1日に、19歳で成年となります。
- 生年月日が、平成15年4月2日～平成16年4月1日の方
→ 令和4年4月1日に、18歳で成年となります。
- 生年月日が、平成16年4月2日以降の方
→ 18歳の誕生日に、18歳で成年となります。

* 飲酒、喫煙、競馬などの投票券(馬券)購入などは、これまでどおり、20歳にならないとできません。

◎何が変わるの？

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。

令和4年4月1日以降に18歳・19歳で成年となった方も、未成年者取消権の行使ができなくなり、悪質商法や不適切な勧誘を行う事業者が、こぞとばかりに、成年となったばかりの18歳・19歳の若者を狙うおそれがあります。

◎考えよう！ 新成人

- ▷うまい話ほうのみにせず、きっぱり断りましょう。
- ▷友人や先輩から勧誘された場合であっても、断る勇気も必要です。
- ▷未成年者取消権の行使はできなくなりますが、クーリングオフや取り消しができる場合もあります。
- ▷「おかしいな」「困ったな」と思ったら、一人で抱え込まずに、五所川原市消費生活センター(Tel 33-1626 またはTel 26-5881)にご相談ください。

〈五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先〉

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	五所川原市消費生活センター	Tel 33-1626 / Tel 26-5881 月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
		消費者ホットライン	局番なし 188(いやや) 月～金 9:00～17:30 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く)
	借金(多重債務)などに関する相談	消費者信用生活協同組合	Tel 0120-102-143 月～金 第2・4土曜日 9:00～17:00(祝日を除く)
家庭相談	家庭相談全般に関すること	五所川原市 子育て支援課	Tel 35-2111(内線2482) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
健康づくり相談	心身の健康に関する一般的な相談	五所川原市 健康推進課	Tel 35-2111(内線2385)〈要予約〉 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
介護相談	高齢者の介護・健康・財産管理・虐待に関する総合的な相談	五所川原市 地域包括支援センター	Tel 35-2111(内線2462) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
生活一般相談	日常生活のあらゆる心配ごと	五所川原市社会福祉協議会	Tel 39-1212 24時間